

1. 重要な会計方針

(1) 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

(2) 減価償却の会計処理方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 24～50年

機械及び装置 8～17年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

② 無形固定資産

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）を耐用年数とした定額法を採用しております。

(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付については財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

(4) 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

① 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用

国有財産貸付料の算定方法や近隣の賃貸料を参考に計算しております。

② 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用

国債利回りを参考に1.650%で計算しております。

(5) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準)

当事業年度より、「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」（「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について」（平成17年6月29日 独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 公企業会計小委員会））を適用しております。この適用による減損損失17,962,609円はその全額を損益外処理しており、損益に与える影響はありません。

3. 注記事項

(貸借対照表関係)

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の当期末見積額は 836,698,181円であります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定 450,343,431円

(2) 重要な非資金取引

ファイナンスリースによる資産の取得 26,658,096円

(行政サービス実施コスト計算書関係)

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価格等の概要

資産名	用途	種類	場所	取得年月日(注1)	帳簿価格	備考
プール付属棟	福利厚生用	建物	つくば市	平成13年4月1日	9,553,770円	(注2)
雑工作物	一般管理用	構築物	つくば市	平成13年4月1日	8,565,755円	(注2)
電話加入権	一般管理用	無形固定資産	つくば市	平成13年4月1日	2,828,280円	(注2)
電話加入権	地震計計測用	無形固定資産	(注3)	平成13年4月1日	6,038,760円	(注2)

(注1) 帳簿価格は、平成18年度期首における帳簿価格であります。

(注2) 独立行政法人設立時に国より承継しております。

(注3) 国内各地に地震計を設置しております。

(2) 減損の認識に至った経緯

- ・ プール付属棟及び雑工作物（そのうちプール兼防火水槽部分）については、厚生施設の利用の減少からプールの利用停止がなされ、プールとしての使用見込みがなくなったためであります。
- ・ 電話加入権については、市場価格の回復が見込まれないことによるものであります。

(3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

資産名	種類	減損額	備考
プール付属棟	建物	9,553,769円	
雑工作物	構築物	5,800円	
電話加入権	無形固定資産	8,403,040円	

(注1) 当該資産においては、全て損益計算書に計上しておりません。

(4) 減損を認識した固定資産の回収可能サービス価額及び減損額

資産名	帳簿価格	回収可能サービス価額	減損額	備考
プール付属棟	9,553,770円	1円	9,553,769円	(注1)
雑工作物	8,565,755円	8,559,955円	5,800円	(注2)
電話加入権	8,867,040円	464,000円	8,403,040円	(注3)

(注1) 回収可能サービス価額は、使用価値相当額としております。プール付属棟（更衣室、トイレ及びろ過装置を含む）については、プールの利用停止を行い、使用価値がなくなったため、備忘価額を以て回収可能サービス価額としております。

(注2) 雑工作物に含まれているプール兼防火水槽について、プールの使用見込みがなくなったため、防火水槽として不動産鑑定により期首の鑑定額を算出し、プール兼防火水槽としての帳簿価額との差額を減損額とみなし、差し引いた額を以て回収可能サービス価額としております。

(注3) 回収可能サービス価額は、使用価値相当額としております。国税庁公表資料に基づく茨城県における電話加入権の評価額は1回線当たり4,000円であり、これを実勢価額とみなし、保有回線数を乗じた額464,000円を以て回収可能サービス価額としております。

4. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

5. 重要な後発事象

該当事項はありません。